

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(表彰)</p> <p>第59条 大学は、次の各号の一に該当すると認める有期雇用教職員を表彰する。</p> <p>(1) 業務成績の向上に多大の功労があった者</p> <p>(2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者</p> <p>(3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者</p> <p>(4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著であった者</p> <p>(5) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</p> <p>(後 略)</p>	<p>(表彰)</p> <p>第59条 大学は、次の各号の一に該当すると認める有期雇用教職員を表彰する。</p> <p>(1) 業務成績の向上に多大の功労があった者</p> <p>(2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者</p> <p>(3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者</p> <p>(4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著であった者</p> <p>(5) 退職時において大学に功労があった者として <u>国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程（平成24年達示第21号）</u> に該当する者</p> <p>(6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>